

奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十八号

奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良

県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第六項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。